平成11年(行ケ)第135号特許取消決定取消請求事件(平成12年5月29日 口頭弁論終結)

株式会社日平トヤマ 代表者代表取締役 [A]訴訟代理人弁護士 木 下 特許庁長官 [B] 指定代理人 [C][D] 同 同 [E][F] 同 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた判決

1 原告

特許庁が、平成9年異議第75003号事件について、平成11年3月15日にした特許異議の申立てについての決定を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

2 被告

主文と同旨

第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

原告は、名称を「ワイヤーソー装置」とする特許第2619251号発明 (昭和63年1月8日出願、平成9年3月11日設定登録、以下「本件発明」という。) の特許権者である。

【G】は平成9年10月20日に、【H】は同年12月5日に、【I】は同月9日に、【J】及び【K】は同月11日に、それぞれ本件特許につき特許異議の申立てをした。

特許庁は、上記各申立てを平成9年異議第75003号事件として審理したうえ、平成11年3月15日に「特許第2619251号の請求項1ないし2に係る特許を取り消す。」との決定をし、その謄本は同年4月21日、原告に送達された。

2 本件発明の要旨

(1) 請求項1に記載された発明(以下「第1発明」という。)の要旨 新線リールから切断用のワイヤーを供給し、このワイヤーを複数のメイン ローラに巻掛け、さらにこのワイヤーを巻取りリールにより巻取る過程で、一定時間の正方向とそれに続く短い一定時間の逆方向へのワイヤーの走行を繰り返しながら、上記メインローラの間で加工物をワイヤーに押し当てて切断するワイヤーソー装置において、

上記新線リールを回転駆動するモータ、上記メインローラを回転駆動するメインモータ、および上記巻取りリールを回転駆動するモータと、これらのモータをそれぞれ独立して制御する各モータ制御回路を設け、新線リールとメインローラ間およびメインローラと巻取りリール間で案内ローラを介して張設されたワイヤーの走行路中に、それぞれ1個のダンサーローラを変位自在に設け、このダンサーローラを定トルク発生器に連結し、この定トルク発生器によりダンサーローラを介してワイヤーに対して一定の張力を作用させるとともに、

新線リールとメインローラ間のダンサーローラの変位量を新線リールのモータ制御回路へのフィードバック信号とし、メインローラと巻取りリール間のダンサーローラの変位量を巻取りリールのモータ制御回路へのフイードバック信号として、メインローラ部でのワイヤーの走行速度と、新線リール部外周および巻取りリール部外周でのワイヤーの走行速度とを等しくするように上記各モータをそれぞれ制御することを特徴とするワイヤーソー装置。

(2) 請求項2に記載された発明の要旨

定トルク発生器はトルクモータからなることを特徴とする請求頃 1 記載のワイヤーソー装置。

3 本件決定の理由の要点

本件決定は、別添決定書写し記載のとおり、本件発明が、実願昭52-119387号(実開昭54-46090号)のマイクロフィルム(以下「刊行物1」という。)に記載された発明(以下「刊行物発明」という。)、特開昭61-100361号公報(以下「刊行物2」という。)に記載された技術事項及び周知技術に基づき、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件特許は、特許法29条2項の規定に違反してなされたものであり、同法113条1項2号により取り消されるべきものであるとした。第3原告主張の本件決定取消事由の要点

本件決定の理由中、本件発明の要旨の認定、刊行物1、2の記載を摘記した部分の認定(決定書4頁10行~6頁19行、7頁19行~12頁7行)、第1発明と刊行物発明との相違点の認定は認める。

本件決定は、刊行物1記載の技術事項を誤認して、第1発明と刊行物発明との一致点の認定を誤り(取消事由1)、さらに、刊行物2記載の技術事項を誤認して相違点についての判断を誤った(取消事由2)結果、第1発明が、刊行物発明及び刊行物2に記載された技術事項に基づき当業者が容易に発明をすることができたとの、さらに、請求項2記載の発明が、刊行物発明、刊行物2に記載された技術事項及び周知技術に基づき当業者が容易に発明をすることができたとの、いずれも誤った結論に至ったものであるから、違法として取り消されなければならない。

1 取消事由1 (一致点の認定の誤り)

(1) 本件決定は、刊行物1に記載された刊行物発明が、「多溝案内ローラでの細線13の走行速度と、新線リール14部外周および巻取りリール19部外周での細線13の走行速度とを等しくする」(決定書7頁14~17行)切断装置であると認定し、これを前提として、第1発明と刊行物発明とが、「新線リールを回転駆動するモータ、・・・メインローラを回転駆動するメインモータ、および・・・巻取りリールを回転駆動するモータと、メインローラ部でのワイヤーの走行速度と、新線リール部外周および巻取りリール部外周でのワイヤーの走行速度とを等しくするように制御する」(同14頁11~16頁)点において一致すると認定した。

しかしながら、刊行物1には、多溝案内ローラでの細線13の走行速度と、新線リール14部外周及び巻取りリール19部外周での細線13の走行速度とを等しくする制御については記載されていないから、本件決定が刊行物発明を上記のように認定したことは誤りであり、したがって、これを前提とした、第1発明と刊行物発明との一致点の認定中の上記部分も誤りである。

しかして、細線13が、伸びたり、断線したりすることなく、かつ、理想的にたるみなく走行する限りは、多溝案内ローラでの細線13の走行速度と、新線リール14部外周及び巻取りリール19部外周での細線13の走行速度とは、結果的に等しくなるが、刊行物1には、そのようなことを可能にする技術的構成につりて何も記載されていない。刊行物1には、「新線リール19には巻取り用モータ21によって矢印ョ方向へ常時定トルクが与えられ、細線13を常時たるみなく引とことので表明したのへ常時定トルクが与えられ、細線13を常時たるみなく引張つており、移動供給される細線13は、・・・適宜な定張力が発生する。」(甲第3号証5頁3~11行)、「加工に要する適宜な定張力が発生する」(同頁11~12行)と記載されているものの、各リールモータ21、22につき、定トルクを発生させるというだけで、その回転制御について何も記載がなく、細線に定張力を付与することは技術的に不可能である。

すなわち、ワイヤーソーに使用される直径 O. 2 mm以下の細くて長い鋼線は、切断加工中に熱と張力等によってある程度伸びるものであるが、刊行物 1 の記載では、この問題に対する対処の方法が明らかでない。

また、細線13の繰出しと巻取りによって、細線を多重に巻いたリールの外径や重量は当然に変化するところ、モータのトルクは、「カ×半径」で表わされるから、「トルク」が一定であるならば、リールの外径の変化に伴って、力が、したがって、細線の張力が変化するが、刊行物1には、細線の張力を検出してこれを制御する技術的手段が何も開示されていない。リールの重量の変化によって、リールを回転させるモータの負荷も大きく変動することになるが、その対処の方法も明

らかではない。

さらに、刊行物発明では、細線13の「走行開始」、「走行から停止」、「停止から逆方向への走行開始」が繰り返されるが、細線13の走行開始時には、多溝案内ローラの駆動モータより、両リールモータの方を少し早く起動させる必要があり、細線13が走行から停止に至る場合には、多溝案内ローラの駆動モータより少し遅く両リールモータを停止させる必要があるところ、このような問題にどのように対応するのかについて、刊行物1には開示がない。加えて、細線13は、駆動モータによる駆動トルクとそれに抗しようとするリールモータによる制動トルクにより、大きな張力がかかった状態であるのに、刊行物発明には、張力が何らかの理由によって異常に増加したとき、それを逃す機構がない。

結局、刊行物1は、机上の空論的な思い付きを開示したものであるにすぎず、刊行物発明は実施不可能なものであり、本件決定の上記認定及び被告の主張には合理的な根拠がない。

2 取消事由2(相違点についての判断の誤り)

(1) 本件決定は、刊行物2に、「ワイヤ式切断装置における張力保持手段につ いて、ワイヤーの走行路中に1個のダンサーローラを変位自在に設け、このダンサ ーローラを定トルク発生器に連結し、このトルク発生器によりダンサーローラを介 してワイヤーに対して一定の張力を作用させるとともに、ダンサーローラの変位量 をフィードバック信号として、ワイヤーを走行させる駆動モータを独立して制御す るような技術が記載されている」(決定書13頁5~13行)と認定したうえ、刊 行物発明の第1発明に対する相違点である「各モータ制御回路がこれらのモータを それぞれ独立して制御しているかどうか不明である点、及び、第1発明のような厳密な意味ではないものの、走行路中のワイヤー(細線13)に、適宜な定張力を発 生させることを意図して、新線リール14、巻取りリール19を回転駆動させる各 モータ21, 22によって常時定トルクを発生させて走行路中のワイヤーに対して 張力を作用させるものである点」(同15頁15行~16頁3行)につき、上記技 術が「刊行物2に記載されているように従来から知られている技術事項である」 (同16頁14~15行)から、「一定の張力を作用させる手段として、刊行物1 に記載されているような新線リール14、巻取りリール19を回転駆動させる各モータ21、22によって常時定トルクを発生させて走行路中のワイヤーに対して張力を作用させる代わりに上記従来から知られているような張力保持手段についての 上記技術事項を応用して上記相違点のように構成するようなことは当業者が必要に 応じて容易に想到し得た程度のものである。」と判断した。

しかしながら、本件決定の該相違点についての判断は、次のとおり、誤り である。

(2) すなわち、刊行物2に記載されたワイヤ式切断装置は、ワイヤーが往復動をせずに、1方向にのみ走行することを前提とするものであり、かつ、張設機構5の入口側及び出口側に設けられたキャプスタン12、13を境として、強張力である張設機構5側と弱張力である各リール3、4側とに、ワイヤーの張力領域を13の高張設機構5側と弱張力である。そして、各キャプスタン12、12、12の高級である。そのである。そのである。それでは20の最力を10の最力を10の表別であるから、ダダダのである。23、26、28がこれに当たる。)。刊行物2に記載されたのおりに高味のある発明となっているのである。本件決定が、初めに記載の大切断装置は、このような構成要素全体が有機的に結合して、初めて大切断装置は、このような構成要素全体が有機的に結合して、初めて大切断装置は、このような構成要素全体が有機的に結合して、初めて大切断装置は、このような構成要素全体が有機的に結合して、初めて大切断に当たのような構成要素全体が有機的には、1個のダンサートで変位自在に設け、1のような対抗するといわざるを得ない。

これに対し、刊行物発明は、ワイヤーが往復しながら走行するものであって、ワイヤーの走行のさせ方が全く異なるものであるから、刊行物発明に刊行物2記載の技術を適用する動機付けが存在しない。のみならず、刊行物2に記載されたワイヤ式切断装置は、上記のとおり、キャプスタンをもって、ワイヤーの張力領域を強張力部分と弱張力部分とに区分することを不可欠の構成とするものであるから、この構成のうち、キャプスタンを除いた残りの部分だけを刊行物発明に適用するというような動機付けはあり得ないし、刊行物2中にこれを可能とするような記載ないし示唆も存在しない。

(3) 第1発明においては、ワイヤーの走行路中に、それぞれ1個のダンサーロ

ーラを変位自在に設けてあり、このことは、第1発明におけるダンサーローラが、 切断加工に必要な強張力を発生させるものであると同時に、その変位が各リールモータへのフィードバック信号を与えるものでもあることを意味するものであって、 上記(2)のような刊行物2記載の発明と、ダンサーローラの設け方が基本的に異なる ものであり、技術思想として同等なものではない。

加えて、第1発明において「独立して制御されるモータ」とは、新線リールを回転駆動するモータ、メインローラを回転駆動するメインモータ及び巻取りリールを回転駆動するモータのことであるが、刊行物2には、4個のダンサーローラの変位によって、キャプスタン12、13の各駆動モータ22、25、並びに供給リール3の駆動モータ10及び巻取リール4の駆動モータ11が、それぞれ制御されることが記載されている(甲第4号証2頁右上欄17行~右下欄16行)ものの、メインローラに相当する溝ローラ6を回転駆動するモータ8はこれに含まれていないのであるから、第1発明と刊行物2記載の発明とでは「独立して制御する」駆動モータの意味が異なる。

したがって、第1発明は、刊行物1、2のいずれにも開示されていない独自の構成を備えているものであり、刊行物2記載の技術事項を刊行物発明に適用したとしても、第1発明の構成に想到し得るものではない。

そして、第1発明は、それらの構成によって、ワイヤーを高速で往復走行させることが可能となるとともに、ワイヤーの正逆走行の反転の際にも、ワイヤーに常に一定の張力を与えることができ、高能率、かつ、高精度な加工が可能になるという、引用発明1、2からは予測できない独自の作用効果を奏するものである。

なお、上記1の(2)のとおり、刊行物1は、机上の空論的な思い付きを開示したものであるにすぎず、刊行物発明は実施不可能なものであるから、この点においても、刊行物発明に刊行物2記載の技術を適用して、第1発明に想到するということはできない。

第4 被告の反論の要点

本件決定の認定・判断は正当であり、原告主張の取消事由は理由がない。

1 取消事由 1 (一致点の認定の誤り) について

(1) 原告は、刊行物 1 に、多溝案内ローラでの細線 1 3 の走行速度と、新線リール 1 4 部外周及び巻取りリール 1 9 部外周での細線 1 3 の走行速度とを等しくする制御について記載されていないと主張する。

しかしながら、刊行物1には、「細線と多溝案内ローラとのスリップを防止せしめ」(甲第3号証4頁9~10行)との記載、及び「新線リール14には、繰出し用モータ21によつて矢印a方向へ常時定トルクが、巻取りリール19には巻取り用モータ22によつて矢印b方向へ常時定トルクが与えられ、細線13を常時たるみなく引張つており、移動供給される細線13は、原動ボビン15と従動ボビン17に至る間で矢印a方向のトルクカ、矢印b方向のトルクカで制御された適宜な定張力が発生する」(同5頁3~11行)との記載があり、また、細線13につき、「本案の細線(ピアノ線を使用)13円(同4頁15行)との記載がある。

すなわち、刊行物1には、刊行物発明の細線13にピアノ線を使用することが記載されているが、ピアノ線は伸び縮みするものではないから、結局、刊行物1には、細線13が、伸び縮みしたり、スリップしたり、たるんだりすることなく、適宜な定張力を維持しながら移動するようにさせることが記載されているということができるところ、このことは、多溝案内ローラでの細線13の走行速度と、新線リール14部外周及び巻取りリール19部外周での細線13の走行速度とを等しくさせることにほかならない。

したがって、本件決定が、刊行物発明について、「多溝案内ローラでの細線13の走行速度と、新線リール14部外周および巻取りリール19部外周での細線13の走行速度とを等しくする」切断装置と認定したことに誤りはなく、この認定を前提とする一致点の認定にも原告主張の誤りはない。

(2) 原告は、この点につき、刊行物発明において、細線に定張力を付与することは技術的に不可能であり、刊行物1は、机上の空論的な思い付きを開示したものであるにすぎないと主張する。

しかしながら、原告の該主張は、刊行物1に、細線13に常に一定の張力が付与されている旨記載されていることを前提とするものであるが、刊行物1には、細線13の張力については「適宜な定張力」という記載しかなく、この記載は、細線13に常に一定の張力が付与されているとの意味ではない。

すなわち、刊行物1には、上記(1)の記載のほか、「以下本案の特徴である

細線13の往復運動を第3図、第4図を基に説明する。第3図、0~D時間帯に於て駆動用モータ20は矢印c方向へ正回転し、細線13は矢印d方向へ定常状態で 速度 v で移動して、常時矢印 b 方向へ定トルクを発生させている巻取り用モータ 2 2と連結している巻取りリール19に巻取られる。・・・次に第3図A~B時間帯 に於て、駆動用モータ20はゆるやかな曲線でその回転速度をおとし口点では一時 回転を停止し、細線13の繰出し速度もこれに追従する。次にD点から駆動用モー タ20は矢印c方向とは逆にe方向へ回転を始め、その速度はゆるやかに増加しB 点に於ては定常状態となり細線13を矢印d方向とは逆のf方向へ、上記と同様速 度 v で巻戻し移動させる。この為細線 1 3 は上記とは逆に巻取りリール 1 9 から繰出され、新線リール 1 4 に巻取られる。」(甲第 3 号証 5 頁 1 7 行~ 7 頁 4 行)と の記載、及び「以上の往復運動により、細線13には急激な高速往復運動による運 動方向転換時のショックが作用しないので、断線が防止できる。またボビン15, 16,17にも急激な正逆回転が作用せず、細線13とボビン15,16,17と の間にはスリップの極めて少ない追従性の良い正逆回転が可能で、ボビン15, 6, 17の溝摩耗を低減することができる。・・・更に前述した往復運動転換時のゆるやかな減速、増速によって細線13には、たるみや過剰な張力の発生を防止でき、シーソー・リンクを廃し簡単な構造となる。」(同8頁14行~9頁10行) との記載があり、これらの記載によれば、刊行物発明においては、新線リール14 及び巻取りリール19に、それぞれ、繰出し用モータ21及び巻取り用モータ22 によって、相互に反対方向の常時定トルクを付与するとともに、多溝案内ローラ るみや、過剰な張力の発生を防止するものであると認められ、細線13に常に一定 の張力が付与されているとするものではない。そして、モータの加速、減速の制御 は、各種形式のものが周知であるから、上記のような刊行物発明が実施可能である ことは明らかである。

したがって、刊行物1は、単に机上の空論的な思い付きを開示しただけの ものではなく、原告の上記主張は、前提を誤った意味のないものである。

2 取消事由2(相違点についての判断の誤り)について

(1) 原告は、刊行物2に記載されたワイヤ式切断装置について、構成要素全体が有機的に結合して、初めて一定の技術的に意味のある発明となっているとしたうえ、刊行物2に記載されたワイヤ式切断装置のワイヤーが1方向にのみ走行するものであるから、ワイヤーが往復しながら走行する刊行物発明に、刊行物2に記載された技術を適用するという動機付けが存在しないと主張し、さらに、刊行物2記載の発明は、キャプスタンをもって、ワイヤーの張力領域を強張力部分と弱張力部分とに区分することを不可欠の構成とするものであるから、その構成のうち、キャプスタンを除いた残りの部分だけを刊行物発明に適用する動機付けはあり得ないとも主張する。

しかしながら、特許公報等の刊行物には、多くの場合、種々の技術思想が 開示されており、必要に応じてそれらの各技術思想を参考にすることは、当業者が 通常行うことであって、本件決定も、この視点に基づいて、刊行物2に記載された 技術思想を認定したものである。

そして、刊行物発明と刊行物2に記載された発明とは、ワイヤーソーの駆動方式が異なるとはいえ、ワイヤーソー装置としては共通のものであり、また、刊行物2記載の技術のうち、キャプスタンを用いる場合に特定されることのない張力保持手段に関する技術を刊行物発明に適用するものであるから、その適用の動機付けは十分存在する。

(2) また、原告は、第1発明につき、刊行物2記載の発明と、ダンサーローラの設け方が基本的に異なるものであり、技術思想として同等なものではないと主張するが、本件決定は、刊行物2記載のうち、「必要とされる張力はダンサロールを用いた張力保持手段により付与する」こと及び「ダンサロールを一定位置に維持するように、関連する駆動モータを独立して制御する」ことという技術思想を刊行物発明に適用するものである。

さらに、原告は、第1発明において「独立して制御されるモータ」が、新線リールを回転駆動するモータ、メインローラを回転駆動するメインモータ及び巻取りリールを回転駆動するモータのことであるのに対し、刊行物2においては、ダ

ンサーローラの変位によって、キャプスタン12、13の各駆動モータ、並びに供給リール3の駆動モータ及び巻取リール4の駆動モータがそれぞれ制御されることが記載されているが、メインローラに相当する溝ローラ6を回転駆動するモータが含まれていないのであるから、第1発明と刊行物2記載の発明とでは「独立して制御する」駆動モータの意味が異なると主張する。

しかしながら、第1発明においても、独立して制御される3個のモータのうち、ダンサーローラの変位量をフィードバック信号として制御されるのは、新線リールを回転駆動するモータと巻取りリールを回転駆動するモータであって、メインローラを回転駆動するメインモータは、ダンサーローラの変位量をフィードバック信号として制御されるものではないから、原告の主張は誤りである。

したがって、本件決定が、刊行物2に、「ワイヤーの装置における張力 保持手段について、ワイヤーの走行路中に1個のダンサーローラを変位自在りり サーローラを介してワイヤーに対して一定の張力を作用させるとともに、ダンサーローラを介してワイヤーに対して一定の張力を作用させるとともに、ダンーローラの変位量をフィードバック信号として、ワイヤーを走行させる駆動を主じて、明行物発明の第1発明に対する相違点につき、「一定の張力を作用させるに、刊行物1に記載されているような新線リール14、巻取りリール19をして、刊行物1に記載されているような新線リール14、巻取りリール19を収入する各モータ21、22によって常時定トルクを発生させて走行路張力を作用させる代わりに上記従来から知られているような張力を付わりに上記従来から知られているような保持手段についての上記技術事項を応用して上記相違点のように構成するようにとは当業者が必要に応じて容易に想到し得た程度のものである。」と判断したことに、原告主張の誤りはない。

第5 当裁判所の判断

1 取消事由1(一致点の認定の誤り)について

(1) 原告は、刊行物1に、多溝案内ローラでの細線13の走行速度と、新線リール14部外周及び巻取りリール19部外周での細線13の走行速度とを等しくする制御については記載されていないと主張するところ、確かに、刊行物1(甲第3号証)に、その点について直接的に記載した部分は見当たらない。

刊行物1のこれらの記載によれば、刊行物発明は、細線13の正方向への移動と逆方向への移動を、正方向への移動時間を逆方向への移動時間より長くして、周期的に繰り返しながら、徐々に細線13を供給側から巻取り側に移動させるものであり、正・逆方向への移動及び移動方向転換の際に、ゆるやかに加速、減速、一時停止することにより、細線の破断を防止し、細線と多溝案内ローラとのスリップを低減するものであることが認められ、また、細線13は、ピアノ線を使用したものであって、定トルクが与えられた新線リール14及び巻取りリール19によって、常時たるみなく引張られ、原動ボビン15と従動ボビン17との間で「適宜な定張力」が発生するものであることが認められる。

そして、ピアノ線が炭素等を含む高度の引張り強さを有する鋼線であって、ゴム紐のように伸縮するものでないことは技術常識であるから、新線リール14及び巻取りリール19によって、常時たるみなく引張られる細線13が、前示のように、周期的な正・逆方向の移動を繰り返しながら、新線側から巻取り側に移動して行く場合、連続するピアノ線である細線13の移動速度は、新線リール部外周から多溝案内ローラを経て、巻取りリール部外周に至るまでのどの位置でも等しくなるものと認められる。

(2) 原告は、細線13が、伸びたり、断線したりすることなく、かつ、理想的にたるみなく走行する限りは、多溝案内ローラでの細線13の走行速度と、新線リール14部外周及び巻取りリール19部外周での細線13の走行速度とが等しくを発生させるというだけで、その回転制御について記載がなく、細線に「定張力」を付与することは技術的に不可能であると主張し、具体的には、直径0.2mm以下の細線が切断加工中に熱と張力等によってある程度伸びることについての対処法、細線の繰出しと巻取りによるリールの外径や重量の変化に伴う張力の変化やリールを回転させるモータの負荷の変動に対する対処法、移動方向転換の際の、走行停止を回転させるモータの負荷の変動に対する対処法、移動方向転換の際の、走行停止として、多溝案内ローラの駆動モータと、両リールモータの停止・起動に時間差を設ける必要があることに対する対処法が、いずれも明らかではなく、さらに、張力が異常に増加したときに逃がす機構が欠如していると主張する。

しかしながら、前示のとおり、刊行物発明は、細線13の正・逆方向への移動及び移動方向転換の際に、ゆるやかに加速、減速、一時停止することによることが認められ、そうであれば、刊行物発明において、該効果をあれば、刊行物発明において、該効果をあるために組みの張力が、終始一定でなければならない技術的な必要性は認められ、細胞の張力に係る前示「新線リール14には、・・・矢印は内のでは、カーをでは、カール・矢印は大力が与えられ、一切が、常時にあるかなく引張っており、移動供給される細線13は、原動ボビン15とれが常に至る間で矢印は大力が1の記載に鑑みても、その「適宜なたが、常に変していており、との刊行物1の記載に鑑みても、その「適宜なたが、対したの文章を表別であるとの趣旨であるとのである。との文言が、細線の張力が終始一定のよりがかかるとの趣旨での細線の走行速度と、新線リール部外周及び巻取りリール部外周での細線の走行速度とが等していというわけではないことも明らかである。

しかして、刊行物発明の細線13はピアノ線(鋼線)であるから、熱とほよって、若干の伸びが生じる・17間)において、摩擦により常に発生を含むっ、効は、切断位置(加工部、ボビン15・17間)において、摩擦により常に発生給れることが記載されており(甲第3号証5頁11~17行)、細線は、切断位置において該ラップ液及びそれに含まれる砥粒により冷却されることが記載されており、正方向への移動と逆方向への移動とを周期るとある過した細線は、前示のとおり、正方向への移動と逆方の間に放熱するとも通過しながら、徐々に巻取りリール側に移動して行くが、その間に放熱するとに照らし、熱による細線の伸びの程度は僅少であるときえられる。そう報線の伸びの程度は僅少であるとによって、細線が切断加工中に熱と張力等によってある程度向びることにより、新線リール部外周での細線の等速性を損なうに至らない程度のものと認められる。

次に、細線の繰出しと巻取りにより、新線リール側及び巻取りリール側双方で、細線を多重に巻いたリールの全重量が変化し、また、リールに巻かれた細線の外径に変化が生じることは明らかである。しかし、それらの変化が、細線の張力にどの程度の影響ないし変化を生じさせるかは、リールの直径や厚さ等の外形及び材料の密度、細線の径とこれを繰り出し、又は巻き取る長さ、細線の巻き方、モータの出力等、種々の条件に依存するものであることは、技術常識上明白であり、したがって、それらの諸条件を適宜設定して、細線の張力の変化を、多溝案内ローたがって、それらの諸条件を適宜設定して、細線の張力の変化を、多溝案内ローたがって、それらの諸条件を適宜設定して、細線の張力の変化を表すなり、新線リール部外周及び巻取りリール部外周での細線の等速性を損なわない程度にすることは、当業者であれば格別の困難を伴わないでなし得る設計事項にすぎないものと認められる。

さらに、原告の主張する、細線13の走行開始時に、多溝案内ローラの駆

動モータより両リールモータの方を少し早く起動させ、細線13が走行から停止に至る場合には、多溝案内ローラの駆動モータより少し遅く両リールモータを停止さり、「新線リール14には、操出し用モータ21によって矢印ら方向へ常時定したが、巻取りリール19には巻取り用モータ22によって矢印ら方向へ常時定したが与えられ」ている刊行物発明において、かかき張する、刊行物発明においる技術事項を備えなければいの実施ができないものとは認め難い。また、原告の主張する、刊行物発明においる場別であるいは、当業者は、技術常識に基づいて、をいうのかが明瞭ではなく、さらに、当業者は、技術常識に基づいて、をいうのかが明瞭ではなく、さらに、当業者は加を予防し、あるいは、細線及びないのかが明瞭ではなく、さらに、当業者は加を予防し、あるいは、他の関係を取り得るものであるところ、当業者は加を予防し、あるいは、一線及びないのかが明瞭を適宜設定する等、細線の張力の異常な増加に対処するための関係を取り得るものであるところ、これらの手段に代えて、あるいはこれらの手段を取り得るものいう張力を逃がす機構を備えなければ、刊行物発明の実施ができないものとも認め難い。

以上のように、原告主張の各事由は、刊行物発明において、周期的な正・逆方向の移動を繰り返しながら、新線側から巻取り側に移動して行く細線13の移動速度が、新線リール部外周から多溝案内ローラを経て、巻取りリール部外周に至るまでのどの位置でも等しくなるとの前示認定を左右するに足りるものということはできない。

また、原告は、刊行物1に、当該各事由に対する対処法あるいは機構について記載がないことを理由として、刊行物1は、机上の空論的な思い付きを開示したものであるにすぎず、刊行物発明は実施不可能なものであるとも主張するが、前示したことから、該主張が失当であることも明らかである。

- (3) したがって、本件決定が、刊行物1に記載された刊行物発明が「多溝案内ローラでの細線13の走行速度と、新線リール14部外周および巻取りリール19部外周での細線13の走行速度とを等しくする」(決定書7頁14~17行)切断装置であると認定し、これを前提として、第1発明と刊行物発明とが、「新線リールを回転駆動するモータ、・・・メインローラを回転駆動するメインモータ、および・・・巻取りリールを回転駆動するモータと、メインローラ部でのワイヤーの走行速度と、新線リール部外周および巻取りリール部外周でのワイヤーの走行速度とを等しくするように制御する」(同14頁11~16頁)点において一致するとした認定に誤りはない。
 - 2 取消事由2(相違点についての判断の誤り)について
- 刊行物2に、「本発明は、高硬度脆性材料例えば半導体材料磁性材料、セ ラミックス等をワイヤにて切断(切込みを含む)するワイヤ式切断装置に関す る。」(決定書7頁20行~8頁3行)、「第1図はこの発明の基本概念を示す。ワイヤ式切断装置1は、切断用ワイヤ2を巻回する供給リール3と巻取リール4並 びに被切断部材Wにワイヤ2を対向して張設する張設機構5とを備える。張設機構 5は第2図に示す如く複数個例えば4個の溝ローラ・・・を上下左右にそれぞれ平 行に配備し、ワイヤ2を各溝ローラ・・・の溝・・・に巻きつけ、ワイヤ2を被切 町部材Wに対し所定間隔を存して多数平行に張設し、溝口一ラ・・・には駆動モータ8が連結されている。」(同8頁5~14行)、「上記供給リール3及び巻取リール4にはそれぞれ駆動モータ10、11を備え、ワイヤ2を矢符A方向または反対方向に高速にて走行せしめ、常に所要の切断速度を有せしめる。更に本発明は張設機構5の少なくとも入口側好ましくは両側にキャプスタン12、13を配し、張 設機構5と、供給リール3よりの繰出し部14と、巻取リール4に対する巻取部1 5のそれぞれには、ワイヤ2を所要張力に保持せしめる張力保持手段16,17 18, 19を設けてなるものである。」(同8頁15行~9頁4行)、「上記張力 保持手段16~17としては、例えばダンサロールを利用し、このダンサロールの 荷重によりワイヤ2に所要張力を付与すると共に、キャプスタン12, 13により張力付与部分を区分するもので、張力保持手段16は張設機構5の入口側とキャプスタン12との間に配備されるダンサロール20と、このダンサロール20の昇降を検出するポテンショメータ等の昇降位置検出器21及びこの検出器21の出力信 号により回転速度が制御されるキャプスタン駆動モータ22とよりなる。」(同9 頁4~14行、ただし、刊行物2(甲第4号証)2頁右上欄17行と対比して、 「上記張力保持手段16~17」は「上記張力保持手段16~19」の誤記と認め られる。)、「これにより繰出部14は、ワイヤ2を弛ませない程度の弱張力を保 持せしめ、張設機構5においては上記張力とは異なる切断に適する高張力を保持せ

しめ、巻取部 1 5 は巻取リール4 に対しワイヤ 2 を弛むことなく確実に巻きつけるための弱張力を保持せしめ、しかもワイヤ 2 を高速にて走行させる。」(決定 1 4 ~ 2 0 行)、「ダンサロール 2 0 はレバー 9 0 の適所に取り付けられ、かつ前載 2 1 を中心に回動され、適所に荷重 9 2 が取り付けられ、かつ記載が 5 6、17、18、19の荷重 9 2、9 4、9 6、9 8 が取り付けられたレバー 9 0、9 3、9 5、9 7 は、それぞれが定トルク発生器といえるものであり、各モータ 2 2、2 5、10、11はそれらに対応した昇降位置検出器 2 1、2 4 6、2 9 の出力信号によりダンサロール 2 0、2 3、2 6、2 8 が常に一定の表して制御されるもの」(同 1 2 頁 1 0 ~ 1 7 行)を表してあるようにそれぞれ独立して制御されるもの」(同 1 2 頁 1 0 ~ 1 7 行)によりを表しても、当事者間に発ける点では変わるところはな」い(同 1 3 頁 2 ~ 4 行)ことも、当事者間に発いがない。

さらに、刊行物2(甲第4号証)には、「従来、例えば半導体電子材料のインゴットをウェハー状に切断する手段の一つとしてワイヤを利用するワイヤ式切断機がある。この切断機は8個もしくはそれ以上のローラにワイヤを多数回所定間 隔を存して巻きつけ、これに被切断部材を押しつけ、砥粒を含む切削液を注ぎつと 往復移行せしめ、いわゆるラツピング作用にて切断する方法が採られている・・・ しかしこの方式によるときは切削速度が絶えず変化し、往復行両端においては切削 速度がOとなる。またワイヤの引張り力は往復の都度引張り方向が変わるため変動 し、切断面にはいわゆるソーマークを生じ易く、かつ切断面両側には『だれ』を生ずる等の問題点がある。本発明はかかる点に鑑み、切断能率の向上と共に切断条件を党に一定ならしぬる。 を常に一定ならしめることにより平滑な切断面を得るワイヤ式切断装置を提供する ことを目的とする。」(同号証1頁右下欄12行~2頁左上欄10行) 2は巻取りリール4に巻取られ、供給リール3のワイヤが空となつたときは、新規 の供給リールと取替えてもよいが、ワイヤ2を反転して逆方向に走行させることが 」(同2頁右下欄17~20行)との記載があり、また、前示争いのな い「上記張力保持手段・・・張力保持手段16は張設機構5の入口側とキャプスタン12との間に配備されるダンサロール20と、このダンサロール20の昇降を検出するポテンショメータ等の昇降位置検出器21及びこの検出器21の出力信号に より回転速度が制御されるキャプスタン駆動モータ22とよりなる。」 (決定書9 頁4~14行)との記載に引き続いて、「同様に張力保持手段17は張設機構5の 出口側に設けられるダンサロール23と、その昇降位置検出器24及びキャプスタン駆動モータ25とよりなる。また張力保持手段18は繰出部14に設けられるダ ンサロール26と、その昇降位置検出器27及び供給リール駆動モータ10とより なる。更に張力保持手段19は巻取部15に設けられるダンサロール28と、 昇降位置検出器29及び巻取リール駆動モータ11とよりなる。」(甲第4号証2 頁左下欄8~17行)との記載があり、前示争いのない「これにより・・・しかも ワイヤ2を高速にて走行させる。」(決定書9頁14~20行)との記載の前に、 「張設機構5におけるワイヤ2の張力は張力保持手段16におけるダンサロール2 0に加えられる荷重により決定され、ダンサロール20は張設機構5によるワイヤ 牽引速度とキャプスタン12よりの繰出し速度との差により昇降され、その位置は 昇降位置検出器21により検知され、ダンサロール20を所定位置に保持すべくキ ャプスタン駆動モータ25の回動速度を選択せしめる。他の繰出部14における張 力保持手段18、巻取部15における張力保持手段19も同様である。」(甲第4 号証2頁左下欄19行~右下欄9行、ただし、前示争いのない「上記張力保持手 段・・・このダンサロール20の昇降を検出するポテンショメータ等の昇降位置検 出器21及びこの検出器21の出力信号により回転速度が制御されるキャプスタン 駆動モータ22とよりなる。」(決定書9頁4~14行)との記載に照らして、 「キャプスタン駆動モータ25の回動速度」とあるのは、「キャプスタン駆動モタ22の回動速度」の誤記と認められる。)との記載がある。

(2) 前示(1)の刊行物2の記載事項及び第1図(甲第4号証添付)の表示によれば、刊行物2には、ワイヤ式切断装置に関し、例えば、キャプスタン12と張設機構5との間に設けられた張力保持手段16についていえば、ダンサロール20の昇降を検出する昇降位置検出器21の出力信号をフィードバックして、キャプスタン12の駆動モータ22の回転数を操作する独立した制御方法が開示されており、該ダンサロール20は、定トルク発生器ということのできる荷重92が取り付けら

れたレバー90に取り付けてあり、張設機構5におけるワイヤ2の張力が、ダンサロール20に加えられる荷重により決定されるのであるから、本件決定が、「刊行物2には、ワイヤ式切断装置における張力保持手段について、ワイヤーの走行路中に1個のダンサーローラを変位自在に設け、このダンサーローラを定トルク発生器に連結し、このトルク発生器によりダンサーローラを介してワイヤーに対して一定の張力を作用させるとともに、ダンサーローラの変位量をフィードバック信号として、ワイヤーを走行させる駆動モータを独立して制御するような技術が記載されている」(決定書13頁4~13行)と認定したことに、何ら誤りはない。

(3) もっとも、前示(1)の刊行物2の記載によれば、刊行物2記載のワイヤ式切断装置は、ワイヤーが往復しながら走行するものではなく、また、供給リール3からキャプスタン12までの間(繰出部14)、及びキャプスタン13から巻取リール4までの間(巻取部15)は、それぞれ張力保持手段18、同19により、ワイヤーをたるませない程度の弱張力が付与され、キャプスタン12から同13までの間(張設機構5を含む部分)は、張力保持手段16、17により、切断に適する強張力が付与されるものであることが認められる。しかるところ、原告は、刊行物2に記載されたワイヤ式切断装置は、そのような構成要素全体が特徴的に結合して、初め7年度である。

しかるところ、原告は、刊行物2に記載されたワイヤ式切断装置は、そのような構成要素全体が有機的に結合して、初めて一定の技術的に意味のある発明となっているから、本件決定が、刊行物2記載の技術事項の認定に当たって、「ワイヤーの走行路中に1個のダンサーローラを変位自在に設け」ることが記載されているとしたことは、刊行物2記載の発明を不当に抽象化するものであると主張し、さらに、細線(ワイヤー)が往復しながら走行する刊行物発明に、ワイヤーが1方向にのみ走行する刊行物2記載の技術を適用する動機付けが存在せず、また、キャプスタンをもって、ワイヤーの張力領域を強張力部分と弱張力部分とに区分するとなるで、ワイヤーの張力領域を強張力部分と弱張力部分とに区分するといるができまする。

しかしながら、刊行物発明は、「水晶、セラミック、半導体結晶等の脆性材料からなる試料を、直線往復運動する多数の細線に押圧し、これに遊離砥粒を介在させラッピング切断する装置」(刊行物 1 (甲第3号証)実用新案登録請求の範囲)であり、他方、前示(1)のとおり、刊行物2には、「本発明は、高硬度脆性材料例えば半導体材料磁性材料、セラミックス等をワイヤにて切断(切込みを含む)するワイヤ式切断装置に関する。」との記載があるから、刊行物発明と刊行物2記載のワイヤ式切断装置とが、ともにワイヤーソーとして、共通の技術分野に属するものであることは明らかである。

そして、前示(1)のとおり、刊行物2に「ワイヤ2は巻取りリール4に巻取られ、供給リール3のワイヤが空となつたときは、新規の供給リールと取替えてもよいが、ワイヤ2を反転して逆方向に走行させることが好ましい。」との記載があることに照らして、刊行物2記載のワイヤ式切断装置は、ワイヤーを反対方向に走行させることも予定されていることが認められるのであるから、刊行物2記載の技術事項を刊行物発明に適用することを妨げるような技術的理由は、特段想定されないというべきであり、刊行物2のワイヤ式切断装置に関し、ワイヤーが往復しながら走行するものではないことの一事をもって、その適用の動機付けがないということはできない。

また、前示(1)の刊行物2の記載事項によれば、刊行物2記載のワイヤ式切断装置においては、張力保持手段16、17、18、19のそれぞれに、順次対応したダンサロール20、23、26、28がいずれも変位自在に設けられ、ワイヤーに一定の張力を作用させるとともに、その各ダンサロールのそれぞれの変位量をフィードバック信号として、各ダンサロールに順次対応したワイヤー走行のための駆動モータ22、25、10、11の回転速度がそれぞれ独立して制御されていること、すなわち、1組の張力保持手段に属するダンサーローラの変位や、その変位量のフィードバック機構は、当該張力保持手段に属する駆動モータの回転速度の制御には関与するものの、他の張力保持手段に属するモータの回転速度の制御には関与するものの、他の張力保持手段に属するモータの回転速度の制御には関与ないことが認められ、そうであれば、これらの張力保持手段は、そのそれぞれが、それ自体として独立し、完結した構成とワイヤーの所定張力の維持という作用効果を有するものであるということができる。

がえて有するものであるということができる。 他方、刊行物発明において、ワイヤーに所定張力を付与する技術課題があることは、刊行物1の前示「原動ボビン15と従動ボビン17に至る間で矢印 a 方向のトルクカ、矢印 b 方向のトルクカで制御された適宜な定張力が発生する」との記載などから明白であるから、当業者において、刊行物2に開示された、前示のようなモータの回転速度の制御手段からなる独立・完結した張力保持手段それ自体を取り上げて、これを刊行物発明に適用することを妨げるような技術的理由は、特段想定されないというべきである。

したがって、本件決定が、刊行物2記載の技術事項の認定に当たって、「ワイヤーの走行路中に1個のダンサーローラを変位自在に設け」ることが記載されているとしたことは、刊行物2記載の発明を不当に抽象化するものであるとか、刊行物2記載のワイヤ式切断装置の構成のうち、キャプスタンを除いた残りの部分だけを刊行物発明に適用する動機付けがない等とする原告の主張は採用することができない。

(4) 原告は、第1発明と刊行物2記載の発明とで、ダンサーローラの設け方が基本的に異なるものであり、技術思想として同等なものではないと主張するが、この主張が失当であることは、前示(3)において説示したところから明らかである。

を中的に異なるものであり、技術に応として同事なものではないと主張するか、この主張が失当であることは、前示(3)において説示したところから明らかである。また、相違点に係る第1発明の「これらのモータをそれぞれ独立して制御する各モータ制御回路を設け、」との構成中の「これらのモータ」が、新線リールを回転駆動するモータ、メインローラを回転駆動するメインモータ、巻取りリールを回転駆動するモータを指すことは、第1発明の要旨に照らして明らかであるところ、原告は、刊行物2の記載では、メインローラに相当する溝ローラ6を回転駆動するモータ8が独立して制御されるモータに含まれていないのであるから、第1発明と刊行物2記載の発明とでは「独立して制御する」駆動モータの意味が異なると主張する。

でしかして、刊行物2(甲第4号証)には、確かに、溝口一ラ6を回転駆動するモータ8の制御に関しては記載がないが、前示(3)のとおり、刊行物2には、イヤー走行のための駆動モータ22(キャプスタン12の駆動モータ)、同25 (共々プスタン13の駆動モータ)、同10(供給リール3の駆動モータ)、同25 同10(供給リール3の駆動モータ)の回転速度がそれぞれ独立して制御されることが開示されている。他方、刊行物1に「本案は、可逆転可変速モータの正逆回転を明のよれば、対して制御されるものであることが認められ、かつであることが明らなることが明らなることが明られている。含むモータ」に開示された独立して制御るモータはの一つとなることも明白である。

タの一つとなることも明白である。 したがって、原告の該主張も理由がないといわざるを得ず、そうすると、 第1発明が、刊行物1、2のいずれにも開示されていない独自の構成を備えている との主張も失当である。

また、第1発明の作用効果として原告の主張する、ワイヤーを高速で往復 走行させることが可能となり、ワイヤーの正逆走行の反転の際に、ワイヤーに常に 一定の張力を与えることができるため、高能率・高精度の加工が可能になるという 点は、刊行物1、2の記載から容易に予測されるところである。 なお、原告は、刊行物 1 が、机上の空論的な思い付きを開示したもので、 刊行物発明は実施不可能なものであるから、刊行物発明に刊行物 2 記載の技術を適 用して、第 1 発明に想到するということはできないと主張するが、該主張の前提で ある、刊行物 1 が、机上の空論的な思い付きを開示したもので、刊行物発明が実施 不可能なものであることを認め難いことは、前示1の(2)のとおりである。

(5) したがって、本件決定の相違点についての判断に原告主張の誤りはない。 3 以上のとおりであるから、原告主張の本件決定取消事由は理由がなく、その 他本件決定にはこれを取り消すべき瑕疵は見当たらない。

よって、原告の請求を棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

久 裁判長裁判官 田 中 康 裁判官 原 樹 石 直 裁判官 툱 沢 幸 男